1. 本編



(1) 地域振興策基本構想の策定目的

(1) 地域振興策基本構想の策定目的

下記の概略経緯に末記する、<u>周辺住民と組合との協議</u>において決定 (合意) する事項として次の点が挙げられる。

- 1. 実際に展開する地域振興策の選択
- 2. 地域振興策を展開する場所の選択
- 3. 地域振興策の事業規模の程度

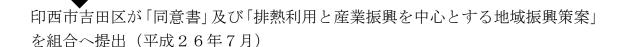
本基本構想は、当該協議を適切かつ円滑に進めるための基礎資料として、地域振興の基本的な考え方や個別策の案などをまとめたものである。

地域振興策に関する概略経緯

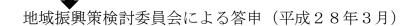
次期中間処理施設の施設整備基本方針の一つに「ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。」と掲げ、候補地を募集(平成26年1月)



印西市吉田区の地権者グループが応募(平成26年2月)



印西市吉田区と組合が基本協定書を締結(第5条:吉田区と組合は、地域振興策検討委員会による答申を踏まえ、協議のうえ両者が合意する地域振興策を決定(合意)する。)(平成27年3月)



周辺住民と組合との協議(平成28年4月~)